

『振り込め詐欺救済法』の施行および返還手続開始に伴うお知らせ

鳥取信用金庫

平成 20 年 6 月 21 日、『振り込め詐欺救済法』が施行されました。この法律は「振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた方に対して、犯罪利用口座の残高をもって被害回復のための分配を行う」手続とルールを定めたものです。

これに伴い、平成 20 年 7 月 16 日（水）より、毎月 1 日および 16 日（土・日・祝日の場合は翌銀行営業日）に返還対象の預金が預金保険機構のホームページに「支払手続開始公告」として掲載されています。

被害に遭われたお心当たりのある方は、下のリンクから預金保険機構のホームページを開いていただき、当金庫が依頼している公告に該当がありましたら、下記の受付窓口までご一報ください。具体的な申請手続等についてご案内いたします。

また、公告については期間が定められており、該当がない場合もあります。詳しくは、受付窓口にご照会ください。

預金保険機構の公告関係ホームページはこちらです

<http://furikomesagi.dic.go.jp/>

当金庫受付窓口

鳥取信用金庫 法務室 電話 0857-23-2411

受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（土日祝日、年末年始を除く）

※本手続に関し、公共機関や銀行が手数料や保証料の振り込みを依頼することはございません。また、ATM に誘導し操作を依頼することは一切ございませんので、ご注意ください。

※「権利行使の届出」についてのご照会・ご相談も、上記連絡先へご連絡ください。